

事務連絡
令和4年6月21日

各都道府県及び指定都市
都市公園事業担当部局長 殿

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
国際緑地環境対策官

都市公園制度制定150周年記念事業（仮称）の実施について

皆様におかれましては、常日頃より都市公園の整備・管理にご尽力いただいております。感謝申し上げます。

さて、我が国の公園制度は明治6（1873）年1月に発せられた太政官布達第16号が始まりとされておりますが、来年の令和5（2023）年はそれから150周年を迎える記念の年となります。そのため、令和5年の1年間を対象に、国・地方公共団体・関係団体が連携した取組を行うことにより、都市公園に対する関心を高め、都市公園の意義・重要性の再認識を促し、これからの都市公園の更なる発展を図る機会となるよう、都市公園制度制定150周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施方針等の検討を進めているところであり、その内容については近日中に改めてお知らせする予定です。

つきましては、貴部局におかれましても、記念事業を盛り上げるべく、その一環として、150周年関連で実施可能な取組について積極的にご検討を始めていただければと存じます。

また、太政官布達公園が存在する地方公共団体等において、既に150周年関連で企画検討されている取組がございましたら、内容についてご教示いただければ幸いです。

最後に、都道府県におかれましては、以上の内容を管下市町村（指定都市を除く）にもお伝えいただきますようお願いいたします。

<本件の問合せ先>

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
国際緑地環境対策官 辻野
公園利用推進官 曾根

E-mail : hqt-greenspace@mlit.go.jp